平成２７年（フ）第５２１号
大阪府吹田市新芦屋上27番Ｇ―704号
債務者　馬杉　亮摩
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３９号
大阪市城東区野江２丁目10番８号メゾン野江202
債務者　松尾　紀継
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５１号
北海道旭川市豊岡４条３丁目１番３号　佐藤マンション２階右
債務者　大前　了也
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３５２号
北海道旭川市豊岡４条３丁目１番３号　佐藤マンション２階右
債務者　大前　弘美（旧姓荒木・満月）
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９号
北海道旭川市緑町24丁目2174番地の153
債務者　岸本　康弘
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０号
北海道旭川市緑町24丁目2174番地の153
債務者　岸本　玲子
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５３号
北海道旭川市秋月２条１丁目５番10号　マンション１丁目２号室
債務者　浦松　秀人
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３号
愛媛県喜多郡内子町重松甲682番地
債務者　平田　勝実
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月24日午前10時40分
松山地方裁判所大洲支部

平成２７年（フ）第３５号
栃木県宇都宮市川田町884番地　テンローズ106―606号
債務者　品川　雅裕（旧姓駒込）
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３８号
栃木県小山市駅南町３丁目６番５号　いずみガーデン103号室
債務者　野口　真啓
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第９号
岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓646番地
債務者　山本　淳子
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４１号
岡山市北区加茂900番地１　２号棟
債務者　村上　雅一
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７号
熊本県天草市楠浦町1661番地
債務者　邊田　大輔
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月27日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２７年（フ）第１４８０号
神奈川県川崎市多摩区生田６丁目３―１―303
債務者　吉村　佳恵
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５号
沖縄県宜野湾市普天間２丁目12番８号　１Ｆ
債務者　久保田なみえ
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部